

平成 2 7 年

上尾市教育委員会 1 1 月定例会 議案

議 案 名

- 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度当初給食調理員人事異動方針について----- 1
- 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に
ついて----- 2
- 議案第 3 6 号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公
務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に
係る意見の申出について----- 3
- 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出
について----- 8

議案第 3 4 号

平成 2 8 年度当初給食調理員人事異動方針について

平成 2 8 年度当初給食調理員人事異動方針を下記のとおり定める。

平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

記

平成 2 8 年度当初給食調理員人事異動方針

平成 2 7 年 1 1 月 日

上尾市教育委員会決定

1 基本方針

平成 2 8 年度当初給食調理員の人事異動の実施に当たっては、学校運営の円滑化及び職員の士気高揚を図るため、本人の希望を把握するとともに、勤務年数、年齢等を勘案し、適切に実施するものとする。

2 給食調理員の人事異動に係る実施要領

(1) 同一校における勤務年数が引き続き 3 年以上となる職員は、次に掲げる場合を除き、異動対象とする。

ア 平成 2 8 年 4 月 1 日において、年齢が 5 9 年に達している場合

イ 所属している学校の業務に支障をきたす場合

(2) 同一校における勤務年数が引き続き 3 年未満の職員についても、異動の希望がある場合その他の特別な事情がある場合においては、異動対象とすることができる。

(3) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 4 の規定に基づき常時勤務を要する職に従事する再任用職員又は同法第 2 8 条の 5 の規定に基づき短時間勤務の職に従事する再任用職員のうち、任期が更新されることとなるものについては、必要に応じて、異動対象とする。

提案理由

給食調理員に係る平成 2 8 年度当初人事異動について、人事異動方針を定めたいので、この案を提出する。

議案第 35 号

平成 27 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況について

教育に関する事務の管理及び執行の状況について、下記のとおり、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を上尾市議会に提出するとともに、公表する。

平成 27 年 1 月 18 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

記

1 評価の対象

評価の対象は、上尾市教育振興基本計画に掲げられた教育行政の 7 つの基本目標の下に体系付けられた施策及び事務事業とする。なお、評価対象年度は平成 26 年度であり、評価基準日は平成 27 年 3 月 31 日とする。

2 評価の結果

別冊「平成 27 年度 上尾市教育委員会の事務に関する点検評価報告書」記載のとおり

3 市議会提出日時

平成 27 年 1 月 14 日（月曜日）

4 報告書の公表

上尾市図書館及び上尾市役所本庁舎 1 階 情報公開コーナーにおける閲覧のほか、上尾市 Web サイトに掲載し、公表する。なお、公表の開始日は、平成 27 年 1 月 15 日（火曜日）からとする。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を上尾市議会に提出するとともに、公表したいので、この案を提出する。

議案第 36 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 27 年 11 月 18 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 1 項中「2 が支給される」を「数が 2 である」に改め、同項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下この表において「平成 24 年一元化法」という。）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下この条において「障害厚生年金等」という。）	0.86
	国民年金法による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金及び平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 24 年一元化法附則第 79 条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成 13 年法律	0.88

	第101号) 附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。)	
	昭和60年法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法(昭和14年法律第73号。以下この条において「旧船員保険法」という。)による障害年金	0.75
	昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この条において「旧厚生年金保険法」という。)による障害年金	0.75
	旧国民年金法による障害年金	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等	0.83
	国民年金法による障害基礎年金	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(次項において「遺族厚生年金等」という。)	0.84
	国民年金法による遺族基礎年金(昭和60年法律第34号附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。次項において同じ。)又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	旧船員保険法による遺族年金	0.80
	旧厚生年金保険法による遺族年金	0.80
	旧国民年金法による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第3条第2項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「国民年金法の規定による」を「国民年金法による」に、「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」を「遺族厚生年金等」に改め、同条第3項中「2が支給される」を「数が2である」に改め、同項の表を次のように改める。

障害厚生年金等	0.86
国民年金法による障害基礎年金	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附則第3条第4項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「国民年金法の規定による」を「国民年金法による」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）附則第3条第1項（同項の表傷病補償年金の項に係る部分のうち国民年金法による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。）の部分、同表障害補償年金の項に係る部分のうち国民年金法による障害基礎年金の部分及び同表遺族補償年金の項に係る部分のうち国民年金法による遺族基礎年金（昭和60年法律第34号附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金及び

平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。次項において同じ。)又は国民年金法による寡婦年金の部分に限る。)、新条例第3条第2項(国民年金法による障害基礎年金及び国民年金法による遺族基礎年金に係る部分に限る。)、同条第3項(同項の表国民年金法による障害基礎年金の項に係る部分に限る。)及び同条第4項(国民年金法による障害基礎年金に係る部分に限る。)の規定は、平成27年10月1日(以下この項において「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第2条の2第2項に規定する年金たる補償(以下「年金たる補償」という。)及び同条例第5条に規定する休業補償(以下「休業補償」という。)並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の機関に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第3条第1項(同項の表傷病補償年金の項に係る部分のうち国民年金法による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。)の部分、同表障害補償年金の項に係る部分のうち国民年金法による障害基礎年金の部分及び同表遺族補償年金の項に係る部分のうち国民年金法による遺族基礎年金(昭和60年法律第34号附則第28条第1項の規

定による遺族基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。次項において同じ。）又は寡婦年金の部分を除く。）、同条第2項（国民年金法による障害基礎年金及び国民年金法による遺族基礎年金に係る部分を除く。）、同条第3項（同項の表国民年金法による障害基礎年金の項に係る部分を除く。）、同条第4項（国民年金法による障害基礎年金に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる補償及び施行日に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

提案理由

学校医等の公務災害補償の基準を定めた政令の一部改正に伴い、年金たる補償等と他の法律による年金たる給付とが併給される場合における調整規定を改めたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に対して意見の申出をしたいので、この案を提出する。

議案第 37 号

平成 27 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について
 下記のとおり、平成 27 年度上尾市一般会計補正予算について、市長に意見
 を申し出る。

平成 27 年 1 月 18 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二
 記

1 歳入（教育関係）

補正額 220 千円

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
20 諸収入	6 雑入	10,596	220	10,816

2 歳出（9 款 教育費）

補正額 11,732 千円

(1) 目的別予算額

（単位：千円）

項	補正前の額	補正額	補正後の額
5 社会教育費	782,368	11,732	794,100

(2) 所属別事業別歳出補正額

●生涯学習課

（単位：千円）

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額
郷土愛育成事業	0	9,983	9,983

●図書館

（単位：千円）

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額
(仮) 中央図書館整備事業	40,157	1,749	41,906

3 債務負担行為補正

事 項	期 間	限度額
中学生海外派遣研修事業委託	平成27年度から 平成28年度まで	11,000 千円
小中学校ALT配置事業委託	平成27年度から 平成28年度まで	103,227 千円
中学校デジタル教科書	平成27年度から 平成28年度まで	18,065 千円
小学校コンピュータシステム保守業務委託	平成27年度から 平成28年度まで	12,959 千円
小学校維持管理業務	平成27年度から 平成28年度まで	17,635 千円
中学校コンピュータシステム保守業務委託	平成27年度から 平成28年度まで	7,057 千円
中学校維持管理業務	平成27年度から 平成28年度まで	8,992 千円
公民館管理運営事業	平成27年度から 平成28年度まで	1,350 千円
図書館巡回配送業務	平成27年度から 平成28年度まで	6,041 千円
図書館空調・衛生設備保守点検業務	平成27年度から 平成28年度まで	962 千円

提案理由

教育委員会の権限に属する事務に係る上尾市一般会計歳入歳出予算及び債務負担行為の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。